

投資信託 セット型 定期貯金

3ヶ月
定期貯金

お取扱
期間

2026年3月2日(月)~2026年8月31日(月)

投資信託のご購入

50万円以上

定期貯金

年2.5%

(税引き後 年1.992%)

投資信託のご購入

JAバンク資産運用サービスご契約

300万円以上

定期貯金

年3.5%

(税引き後 年2.788%)

投資信託のご購入

JAバンク資産運用サービスご契約

1,000万円以上

定期貯金

年4.5%

(税引き後 年3.585%)

※定期貯金の上限は1,000万円となります。

スポット購入・エントリー分散による購入に限ります。

定期貯金
商品

スーパー定期貯金(単利型)または
大口定期貯金

定期貯金
条件

- 預入期間: 3ヶ月
- 投資信託と定期貯金を同時にお申込みいただいた方に限ります。
- 預入金額: 50万円以上1,000万円以内で投資信託を新規にご購入いただいた金額が上限となります。
- 個人のお客様に限ります。

投資信託
条件

- ご購入金額: 50万円以上
- 契約口座は、課税口座、非課税口座いずれでも可能です。
- つみたて投資枠専用ファンド・よりそいノーロードシリーズを除く全てのファンドが対象となります。
- つみたて投資信託は対象外です。 ● 個人のお客様に限ります。
- 「JAバンク資産運用サービス」契約も対象となります。

詳しくは店頭の説明書またはJAのホームページをご確認ください。 <https://www.ja-hagano.or.jp/>

はが野農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登金)第391号

●本店(金融部) ☎0285-83-7725

●真岡支店 ☎0285-84-6611

●二宮支店 ☎0285-74-0020

●益子支店 ☎0285-72-3246

●茂木支店 ☎0285-63-1105

●市貝支店 ☎0285-68-1311

●芳賀支店 ☎028-677-0080



商品概要説明書

(2026年3月2日～2026年8月31日適用)

商品名	投資信託セット型定期貯金〔スーパー定期貯金＜単利型＞・大口定期貯金〕
ご利用いただける方	・個人の方で、対象の投資信託を新規に50万円以上ご購入いただいた方（ご購入金額には申込手数料を含みます）
対象の投資信託	・つみたて投資枠専用ファンド・よりそいノーロードシリーズを除く全てのファンド（スポット購入・エントリー分散による購入に限ります。）、JAバンク資産運用サービスが対象
期間	・定型方式 3ヶ月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・投資信託のご購入と同時に一括預入 ・50万円以上1,000万円以内（投資信託のご購入金額が上限となります。） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以降の利息は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 【大口定期貯金の場合】 (1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A…解約日における普通貯金の利率 B…約定利率－約定利率×30% C… $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A…約定利率－約定利率×30% B… $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0285-83-7725）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）なお、令和8年4月1日以降につきましては、次の機関を利用できます。東京弁護士会（電話：03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・本商品は投資信託セット型定期貯金〔スーパー定期貯金＜単利型＞・大口定期貯金〕を適用します。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。●投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。●JAバンクが取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。●投資信託は国、内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。●投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。●当組合では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当組合の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当組合の財産と分別し、記帳および振替を行います。●一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、購入時・申込手数料がかかるファンドがあります。
・運用期間中・運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。
・換金時・信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

「JAバンク資産運用サービス」に関してご留意いただきたい事項

- 本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客様に代わって運用を行いますが、これらの運用成果はすべてお客様に帰属します。
- 本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等（いずれも外貨建てのものを含みます。）を最終投資先とする投資信託にて行います。
- 投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。
- 投資信託の主なりリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。
- 本サービスでは、減額（一部解約）等の契約変更および契約の終了（解約）に際して、お申し込みを受理することができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申し込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。



詳しくは窓口までお問い合わせください。

2026年2月9日基準